

掛川市規則第16号

掛川市消防団規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防団規則の一部を改正する規則

掛川市消防団規則（平成17年掛川市規則第136号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 成滝121番 地の1 南2丁目8 番6号 」	を	「 成滝110番 地の1 久保2丁目 3番15号 」	に、	「 伊達方474 番地の1 」	を	「 伊達方104 番地 」	に、
「 本郷1414番 地の1 」	を	「 本郷1414番 地の9 」	に、	「 上垂木894 番地の3 」	を	「 上垂木882 番地 」	に、
「 大淵5549番 番地の1 」	を	「 大淵5549番 番地の2 」	に改める。				

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。